

伊 勢 市 公 報

第 160 号
平成 24 年 7 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公印規則及び伊勢市会計規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市営宇治駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○ 伊勢市議会定例会の招集について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務の私人への委託について	12
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	13
公 告	
○ 犬の抑留について	14
公 表	
○ 平成 23 年度定期監査結果に対する措置状況について	15

伊勢市公印規則及び伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成 24 年 6 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 31 号

伊勢市公印規則及び伊勢市会計規則の一部を改正する規則

(伊勢市公印規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市公印規則(平成 17 年伊勢市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表出納員印の部中

農業集落排水事業使用料・ 分担金の収納	料金課長	2
------------------------	------	---

を

農業集落排水事業使用料・分担金その他上下水道 部の所管事務(市長の権限に属する事務に限る。) に係る諸収入金の収納	料金 課長	2
---	----------	---

に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市会計規則(平成 17 年伊勢市規則第 42 号)の一部を次のように改正する。

別表上下水道部の部料金課の項中「農業集落排水事業使用料・分担金」を「農業集落排水事業使用料・分担金その他上下水道部の所管事務(市長の権限に属する事務に限る。)に係る諸収入金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市宮宇治駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 32 号

伊勢市営宇治駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営宇治駐車場条例施行規則（平成 24 年伊勢市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「使用者」を「使用者（伊勢市営内宮前第 3 駐車場を使用しようとする者を除く。この条及び次条において同じ。）」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

- 1 伊勢市営宇治第 1 駐車場、伊勢市営宇治第 2 駐車場、伊勢市営宇治第 3 駐車場、伊勢市営宇治第 4 駐車場、伊勢市営宇治第 5 駐車場及び伊勢市営宇治第 6 駐車場

▲ 挿入方向 ▲

駐 車 券

区分	駐車料金(駐車 1 回につき)
最初の 1 時間 まで	無料
1 時間～2 時間 まで	500 円(17 時～7 時に入庫は 100 円)
2 時間以降	30 分ごとに 100 円加算

-----注 意 事 項-----

- 1 駐車場内での事故・災害・盗難等については一切責任を負いません。
(第 5、第 6 の河川敷駐車場は降雨時に**増水する恐れ**がありますのでご注意ください。)
- 2 本券を折り曲げたり、濡らしたり、磁気に近づけたりしないで下さい。
- 3 この券は出庫時に必要です。失くさないでください。

2千円札、5千円札、1万円札は使用できません。

2 伊勢市営内宮前第1駐車場、伊勢市営内宮前第2駐車場及び伊勢市
営内宮前第4駐車場

▲ 挿入方向 ▲

駐 車 券

区分	駐車料金(駐車1回につき)
最初の1時間 まで	無料
1時間~2時間 まで	500円(17時~7時に入庫は100円)
2時間以降	30分ごとに100円加算

-----注 意 事 項-----

- 1 駐車場内での事故・災害・盗難等については一切責任を負いません。
(第4駐車場は降雨時に**増水する恐れ**がありますのでご注意ください。)
- 2 本券を折り曲げたり、濡らしたり、磁気に近づけたりしないで下さい。
- 3 この券は出庫時に必要です。失くさないでください。

2千円札、5千円札、1万円札は使用できません。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

伊勢市告示第 99 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 24 年 6 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 24 年 6 月 25 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 100 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 6 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 仲 文 博

伊勢市西豊浜町 1850 番地

変更後 大 仲 幸 秀

伊勢市西豊浜町 1889 番地

伊勢市告示第 101 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、尾上町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 6 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 野 口 直 樹

伊勢市尾上町 3 番 8 号

変更後 濱 井 修

伊勢市尾上町 9 番 14 号

伊勢市告示第 102 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 6 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

四日市市新正 4 丁目 1 番 1 号

三重コニックス株式会社

代表取締役社長 吉田 治伸

2 委託期間

平成 24 年 7 月 7 日から平成 24 年 8 月 31 日まで

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 6 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
360	有限会社勝田設備	松阪市山室町 34 番 地 5	平成 24 年 6 月 25 日
361	株式会社北川組伊勢 支店	伊勢市船江 2 丁目 4 番 27 号	平成 24 年 6 月 25 日

伊勢市公告第 38 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 6 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市下野町	雑種	黒茶	雌	小	91 日 以上	
2	伊勢市下野町	マルチーズ	白	雌	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 6 月 15 日

3 抑留期限 平成 24 年 6 月 22 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市監査委員公表第5号

平成23年度定期監査等結果（後期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成24年6月29日

伊勢市監査委員 鈴木 一博
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 藤原 清史

定期監査結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【二見総合支所】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
二見総合支所地域振興課	（１）二枚綴りの領収書において、住所氏名が正しく記入されていないものが散見されたので、領収書の発行について適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 領収書発行については、発行先がわかるようにする為、自治区や地域団体への発行は、区名、団体名を記載し、その他については、住所氏名を記載するように事務を行っている。

【教育委員会】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
生涯学習・スポーツ課	<p>（１）新成人のつどい実行委員会の経理事務について、平成23年1月以降の通帳記帳がなされていなかった。任意団体事務局としての会計処理については、定期的に記帳し通帳の残高を確認するなど、適正な事務処理をされたい。</p> <p>（２）全国大会以上の大会に出場する個人や団体に激励金を支給しているが、資金前渡の精算処理の遅延が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。</p> <p>（３）学校体育施設開放事業について、生涯学習・スポーツ課から各学校体育施設運営委員会に交付された委託料が預金に滞留したままで、2年間にわたり校長が立替を行っていた事例が見受けられた。委託料</p>	<p>「措置済み」 任意団体事務局として通帳を預かる場合は、出納処理時に関わらず、定期的に記帳します。</p> <p>「実施中」 申請者が激励金を申請後、支払期日を確定した後、早急に申請者に激励金受取日を通知することを徹底している。 また、支払期日から3日目に受領手続きがない場合は、早急に受け取りに来るように連絡をする。</p> <p>「実施中」 該当の小学校に対しては、指導を行った。 また、全体的には、学校体育施設開放事業説明会や校長会において、指導を行っている。</p>

文化振興課	<p>の執行については、会計規則に基づき、適正に処理されるよう指導に努められたい。</p> <p>(1)山田奉行所記念館使用料について、領収書を二重に発行しているものが見受けられたため、会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>財務会計システムにより納入通知書兼領収書を発行した場合、複写式領収書は使用しないよう徹底しました。</p>
教育研究所	<p>(1)情報教育研究会において、教育用ネットワークに研究目的で私物の情報端末を接続していた。用途を厳しく制限して許可しているものであるが、情報セキュリティや物品管理の面で好ましい状況とはいえないので改善されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>情報端末については、これまで同様、教育研究所で一括管理し、必要時に貸し出す。</p> <p>私物の情報端末は使用しないこととした。</p>
各小中学校・幼稚園	<p>(1)「子どもたちとつくる『やさしいまち伊勢市』支援事業」において、支出の遅延、預金利息の記帳がなされていない、委託料の長期現金保管などが見受けられたため適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2)学校統一通帳に入金された日本スポーツ振興センター災害共済金、交通安全活動推進事業交付金について、未処理となっているものが見受けられたので、適切な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>適正に処理し、決裁が終了している。</p> <p>なお、決済用通帳のため、預金利息発生はしていない。今後委託料を受託した場合は、長期現金保管はせず、通帳より遅延なく支出処理をしていくよう努める。</p> <p>「実施中」</p> <p>遅滞なく適切な事務処理をすすめるよう担当者に指導をしている。また事務処理に担当者以外の者の目が入るよう校内の会計システムの改善を図っているところである。</p> <p>「措置済み」</p> <p>交通安全活動推進事業交付金については、監査後、統一通帳より出金し適正に処理しました。</p>

【消防本部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
消防本部 予防課	<p>指摘事項</p> <p>(1) 危険物製造所等仮使用について、承認申請書が提出されてから承認まで5ヶ月程度の期間を要した事例が見受けられたので、申請にあたっての必要な手続きの漏れや承認手続きの遅滞などが生じないように、チェック体制を整え相互けん制を図り適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>危険物製造所等変更許可及び仮使用承認について、申請書の提出時に書類不備等があれば、その場で修正させるか、それができない場合は受理しない。</p> <p>申請者の都合により遅滞する場合は、その理由がわかるよう書面で提出させ、申請書等の簿冊に綴じる。</p> <p>課内及び係内においては、申請の進捗状況をチェックする。</p> <p>以上、事務を改善しました。</p>

随時監査（工事監査）

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
上水道課	<p>(1) 現場を確認したところ、バックホウ（クレーン機能付）の運転者が、バケットを地上に下ろさずに運転位置から離れていた。労働安全衛生規則第160条に運転者が運転位置を離れる時は、バケット、ジッパ一等の作業装置を地上に下ろすこととある。万が一バケットが降下した場合、事故につながる可能性もあるので、必ずバケットを地上に下ろした後に運転位置から離れるよう安全管理面を徹底されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>課内の職員に対し安全管理の徹底を周知し、請負事業者に対しては安全管理を徹底するよう指示を行った。</p>

財政援助団体等監査

【中小企業勤労者福祉サービスセンター】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
中小企業勤労者福祉サービスセンター	<p>(ア) 定款は整備されており、決算諸表はおおむね法令などに準拠して作成されていたが、合計残高試算表、貸借対照表における勘定科目に誤り、仕分け伝票の未起票など、会計処理上の誤りが見受けられたので、適正に処理されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>平成 22 年度の決算書類は、理由書を付して処理しました。</p> <p>平成 23 年度会計より一般社団法人への移行申請手続きの関係上、会計システムの変更を行いました。それに伴い、出力帳票も法令に基づいた財務諸表とし、適正に処理しています。</p> <p>また、税理士と顧問契約を行い、定期的にチェックを行っています。</p>

【非営利活動法人神社みなとまち再生グループ】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
所管課 監理課	<p>(ア) 業務計画書が期日までに提出されていなかったため、基本協定書に基づき適正に処理されるよう指導されたい。</p> <p>なお、計画にあたっては指定管理者と協議の上、指定管理業務に対する成果目標を設定し、適正に履行確認をされたい。</p> <p>(イ) 指定管理者から提出された業務報告書がその年度内の日付となっていたが、報告書については年度終了後に提出するよう指導されるとともに、收受印がもれていたもので、收受印については伊勢市文書管理規程に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>指定管理者と協議し、指定管理業務に対する成果目標を設定した。業務計画書を前年度に提出するよう指導しました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>業務報告書の提出は、基本協定書のとおり、提出するよう指導しました。</p> <p>收受印については伊勢市文書管理規程に基づき適正に処理します。</p>

<p>特定非営利活動法人神社みなとまち再生グループ</p>	<p>(ア) 海の駅管理業務に関する収入、支出経費の会計管理が、団体の経理と混同し通帳管理されていたので、団体の経理とは区分し管理されるよう適切に処理されたい。</p> <p>なお、収入支出については、経理規定を策定し経理事務を行なうこととなっているので、基本協定書に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>専用の通帳で適切に管理するようにしました。</p> <p>又、収入収支については、海の駅経理規定を策定し、適正に処理いたします。</p>
-------------------------------	---	---

【非営利活動法人まなびの広場】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
<p>所管課 生涯学習・スポーツ課</p>	<p>(ア) 指定管理者から提出された業務報告書の収受印が漏れていたため、伊勢市文書管理規程に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>(イ) 利用料金減免による管理団体の損益については、指定管理料に含むものとし、契約更新時にそれまでの実績に応じて算定されているものである。しかし、利用者数の拡大が直接収入に結びつく方式が、団体の利用者数を拡大するモチベーションを高め、民間活力の利用を目的とした指定管理者制度の主旨にも沿うので、次回の契約更新時には、指定管理料と利用料減免補填金については実績に基づいて区別して算定されるよう努められたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>伊勢市文書管理規程に基づき、収受の際には、収受印の漏れが無いよう処理を行っております。</p> <p>「実施中」</p> <p>伊勢市生涯学習センター管理規則（平成17年教育委員会規則第21号）第13条に基づく利用料金の減免状況を把握し、次回指定管理者選定の選定時には、区別して算定できるよう現状把握を行っております。</p>
<p>特定非営利活動法人まなびの広場</p>	<p>(ア) 建築物環境衛生管理業務について、基本協定書には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、空気環境や水質等に関する検査調査を行い、その結果を教育委員会に報告することとなっ</p>	<p>「措置済み」</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく検査調査の報告を、教育委員会へ報告しました。</p>

	<p>ているが、教育委員会への報告がなされていなかったため、基本協定書に基づき適切に処理されたい。</p> <p>(イ) 指定管理者は年度当初に、施設維持管理計画を教育委員会に提出することとなっているが、未提出であったため基本協定書に基づき適切に処理されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>施設維持管理計画を作成し、年度当初に教育委員会に提出しました。</p>
--	--	---